

秋田市総合交通戦略推進協議会設置要綱

(目的)

第1条 平成20年度に策定した「秋田市総合交通戦略」(以下「戦略」という。)に位置づけられた施策・事業の推進および進捗管理ならびに必要なに応じた戦略の見直し等を行うため、秋田市総合交通戦略推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 戦略に位置づけられた施策・事業の推進および進捗管理に関する事項
- (2) 必要なに応じた戦略の見直しに関する事項

(組織)

第3条 協議会委員は別表1の職にある者とする。また、必要な応じて臨時委員を置くことができる。

2 協議会には会長および副会長を置く。会長は委員の中から互選により選出し、副会長は会長が指名する。

3 会長は協議会を代表し、会務を総括する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(任期)

第4条 委員の任期は、承諾の日から第2条に示した協議事項が終了するまでとする。ただし、交通事業者、関係団体、関係行政機関の委員については、その職に置かれている期間とする。

(会議)

第5条 協議会は、必要と認めるときは、会議に関係者の出席を認め、資料の提出、意見又は説明その他の協力を求めることができる。

2 協議会には、下部組織として以下の部会を設置する。なお、部会の構成員は協議会において決定するものとし、協議会および各部会での委員の重複は妨げない。

ア 進捗状況管理部会

イ その他必要と認めらる部会

3 協議すべき内容が軽易なものであり、かつ会長が認めた場合、事務局からの文書等の往復をもって会議の開催に代えることができる。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は、都市整備部都市計画課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年 月 日から施行する。

【別表 1】

所属および役職
学識経験者
（社）秋田県バス協会専務理事
秋田中央交通（株）取締役営業本部長
秋田県ハイヤー協会専務理事
東日本旅客鉄道（株）秋田支社総務部企画室長
秋田商工会議所専務理事
国土交通省東北地方整備局秋田河川国道事務所副所長
国土交通省東北運輸局秋田運輸支局首席運輸企画専門官
秋田臨港警察署長
秋田中央警察署長
秋田東警察署長
秋田県建設交通部建設交通政策課長
秋田県建設交通部都市計画課長
秋田県建設交通部道路課長
秋田市建設部道路建設課長
秋田市建設部道路維持課長
秋田市都市整備部都市計画課長
秋田市都市整備部都市計画課交通政策室長